

助成金申請書類作成の手引き

令和7年12月
燃料電池自動車用水素供給設備
需要創出活動費支援事業
(設備運営費等)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称: クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL: 03-5990-5175

ホームページ:

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_act

メールアドレス:

cnt-hydrogen_st@tokyokankyo.jp

受付時間: 月曜日～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)

9:00～17:00 (12時～13時は除く)

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	1
1.1 目的（実施要綱第1条参照）	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 スケジュールフロー	2
1.3.1 設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費	2
1.3.2 計画外設備修繕費	4
2 助成内容	5
2.1 設備運営費等助成対象者（交付要綱第3条参照）	5
2.2 設備運営費等助成対象経費（交付要綱第4条参照）	6
2.2.1 設備運営費	6
2.2.2 機器予備品購入費	6
2.2.3 計画外設備修繕費	7
2.2.4 グリーン電力等購入費	7
2.3 設備運営費等助成対象期間（交付要綱第5条参照）	8
2.4 設備運営費等助成金額（交付要綱第6条参照）	8
2.4.1 設備運営費	8
2.4.2 機器予備品購入費	11
2.4.3 計画外設備修繕費	11
2.4.4 グリーン電力等購入費	11
3 交付申請および計画外修繕実施の届出	13
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	13
3.1.1 設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費の場合	13
3.1.2 計画外修繕費	15
3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）	17
3.3 申請にあたっての留意事項（交付要綱第7条参照）	17
3.4 設備運営費等助成金の交付決定（交付要綱第8条参照）	18
3.5 交付の条件（交付要綱第9条参照）	18
3.6 契約等（交付要綱第10条参照）	19
3.7 申請の撤回（交付要綱第11条参照）	20

3.8 設備運営費等助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第12条参照）	20
3.9 実績報告（交付要綱第13条参照）	22
3.10 助成金の額の確定（交付要綱第14条参照）	23
3.10 設備運営費等助成金の請求及び交付（交付要綱第15条参照）	23
4 その他	24
4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）	24
4.2 交付決定の取消し（交付要綱第17条参照）	24
4.3 設備運営費等助成金の返還（交付要綱第18条参照）	24
4.4 違約加算金（交付要綱第19条参照）	24
4.5 延滞金（交付要綱第20条参照）	25
4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第21条参照）	25
4.7 機器予備品の管理（交付要綱第22条参照）	25
4.8 処分の制限（交付要綱第23条参照）	25
4.7 助成事業の経理（交付要綱第24条参照）	25
5 提出書類チェックリスト	26

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しても厳正に対処いたします。

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業における燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費等に関する助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願ひいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があつてはなりません。
2. 当法人は、必要に応じて本事業の実施状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

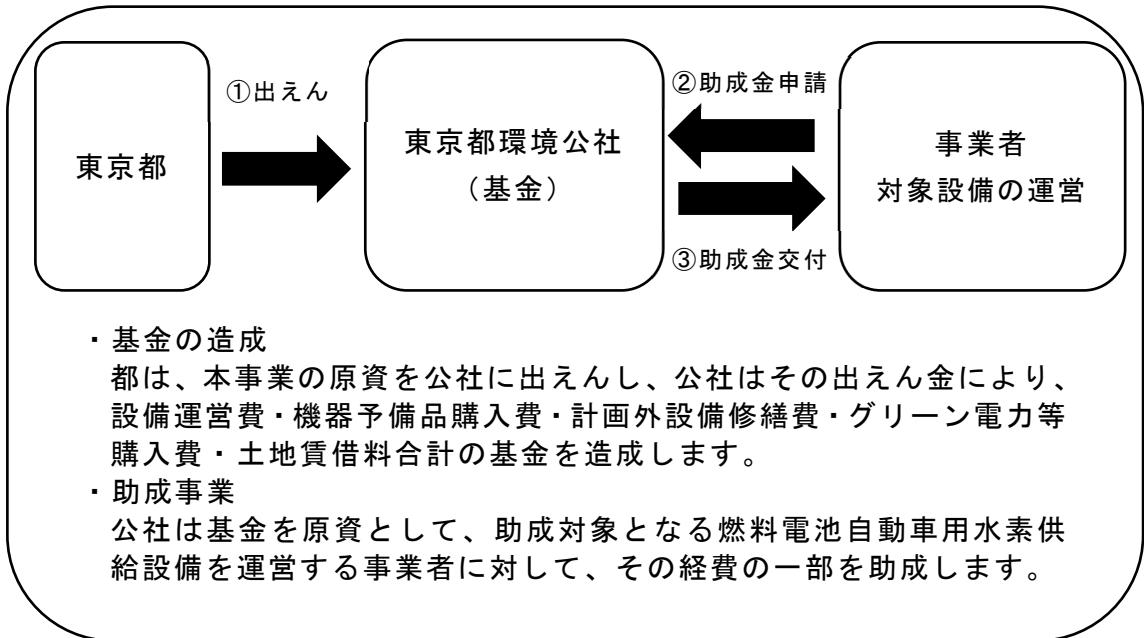
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的（実施要綱第1条参照）

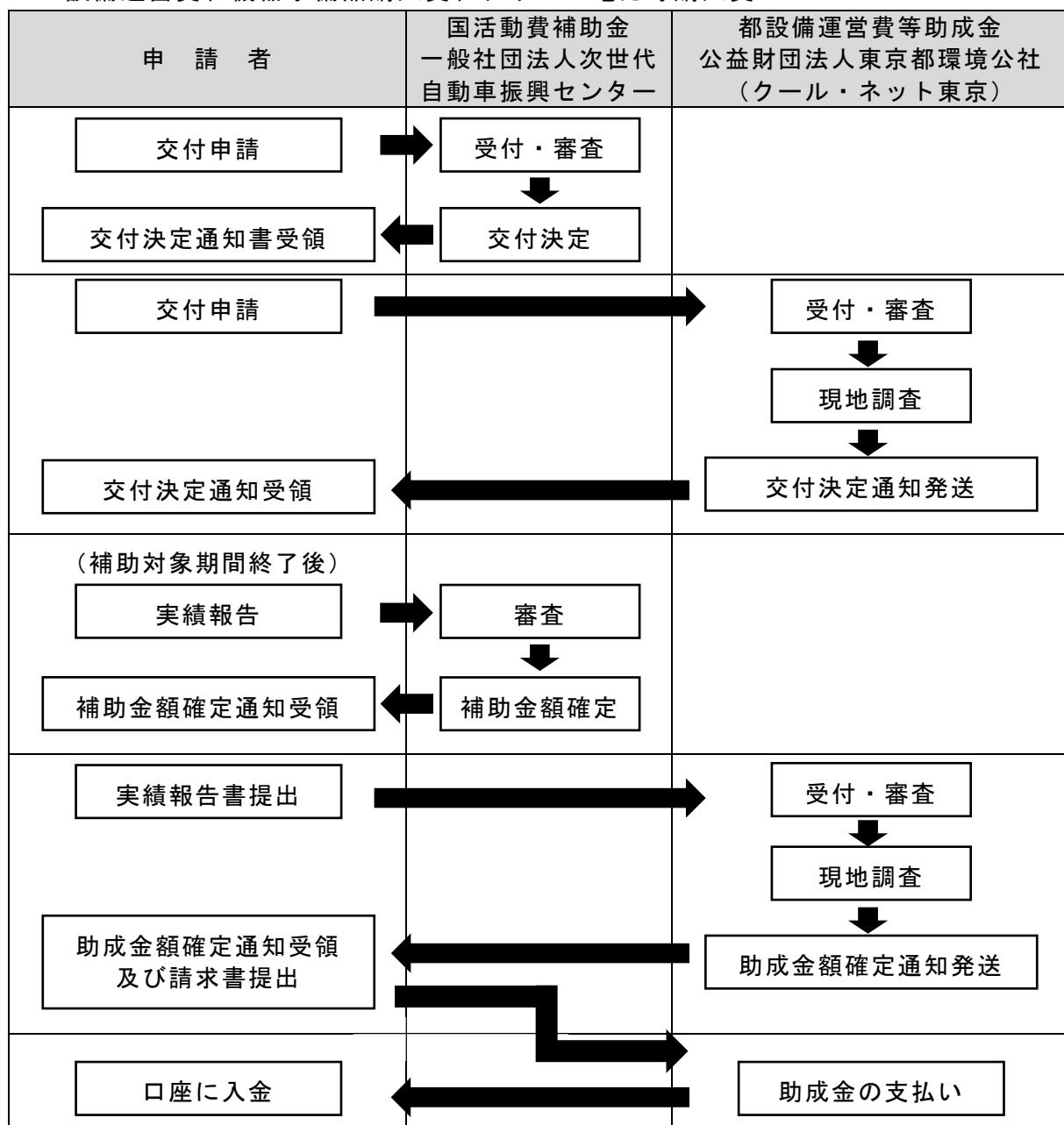
東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進するために、都内の燃料電池自動車用水素供給設備の運営において、その設備運営費等の一部を助成します。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー

1.3.1 設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費



※ 事業開始初年度に機器予備品購入費、グリーン電力等購入費に申請する場合、国活動費補助金の交付決定を受けている又は都整備費の交付決定を受けた上で、高圧ガス保安法第21条第1項の規定による届出を行い、これが受理され次第交付申請を行うことができます。

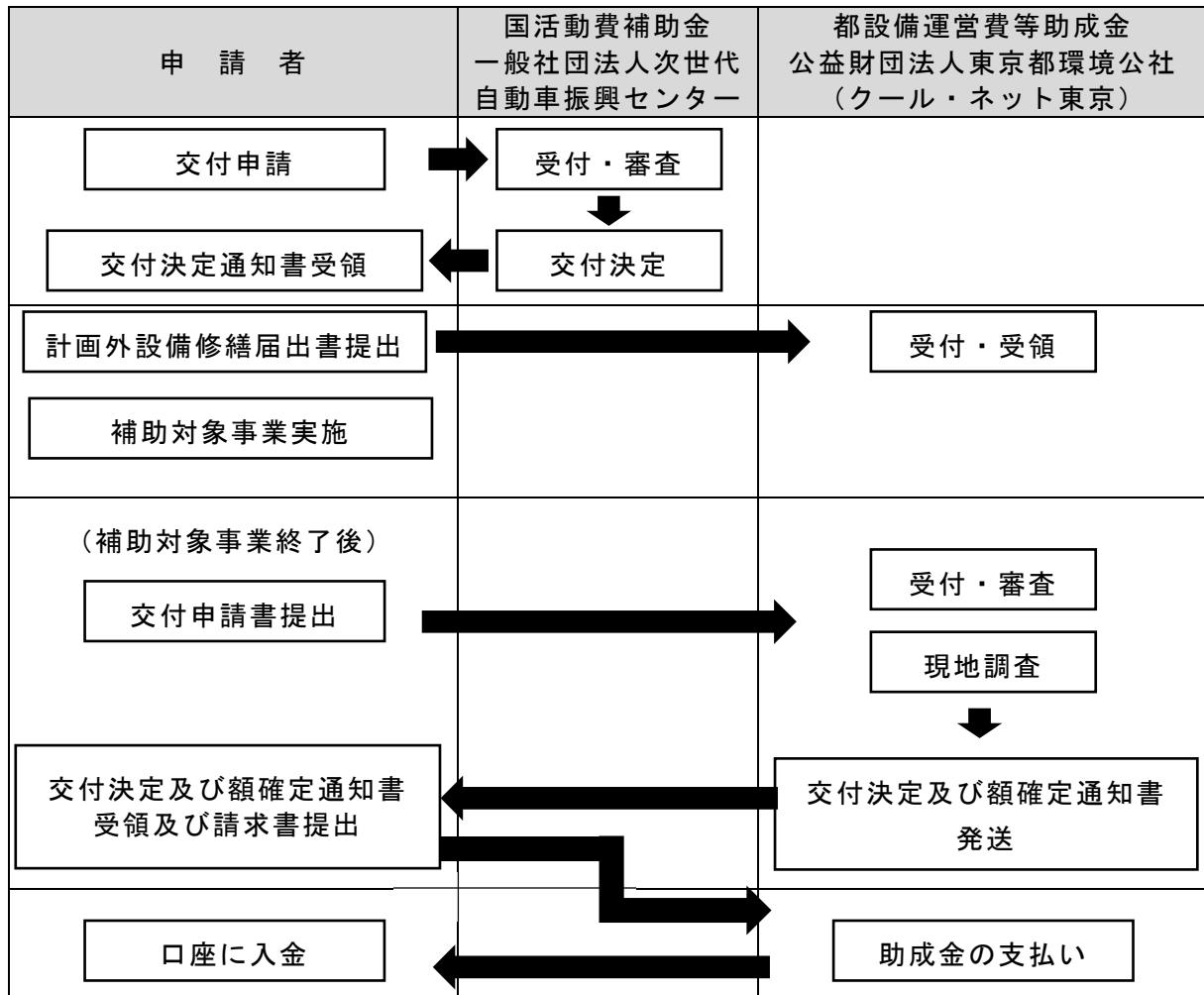
※ 交付申請時、公社は申請書類及び必要に応じて行う現地調査によって内容を確認し、設備運営費等助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の基金の範囲で、設備運営費等助成金の交付を決定します。

※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して20日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。

※ 設備運営費等助成期間終了後、公社は実績報告の内容を確認し、交付決定の内容、必要に応じて行う現地調査及び交付決定時に付した条件に適合すると認めたときは、設備運営費等助成金の額を確定します。

※ 公社は請求書の受理後、設備運営費等助成金の交付対象者に対し、指定された口座に助成金を支払います。

1.3.2 計画外設備修繕費



※ 事業開始初年度に計画外設備修繕費に申請する場合、国活動費補助金の交付決定を受けている又は都整備費の交付決定を受けた上で、高压ガス保安法第21条第1項の規定による届出を行い、これが受理され次第計画外修繕届出書の提出を行うことができます。

※ 計画外設備修繕届出書の提出がない水素供給設備の、計画外設備修繕費の当該申請年度に係る交付申請は受け付けません。

※ 公社が交付申請の受付を開始する日よりも前に計画外設備修繕に着手した場合は、公社が定める日までに計画外設備修繕届出書の提出をする必要があります。

※ 交付申請時、公社は申請書類及び必要に応じて行う現地調査によって内容を確認し、交付すべきものと認めたときは、公社の基金の範囲で、計画外設備修繕費助成金の交付を決定し、額を確定します。

※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して20日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。

※ 公社は請求書の受理後、計画外設備修繕費助成金の交付対象者に対し、指定された口座に助成金を支払います。

2 助成内容

2.1 設備運営費等助成対象者（交付要綱第3条参照）

助成対象者は、下記のとおりです。

		設備運営費 ※営業時間 拡大に伴う 上限額上乗 せを含む	機器予備品 購入費	計画外設備 修繕費	グリーン電 力等購入費
1	大規模事業者	○	×	×	×
2	中小事業者	○	○	○	○

助成対象者は、以下の要件を満たす必要があります。

		設備運営費 ※営業時間 拡大に伴う 上限額上乗 せを含む	機器予備品 購入費	計画外設備 修繕費	グリーン電 力等購入費
3	経済産業省が実施する 国活動費補助金（※1）の 交付決定を受けている	○	○※2	○※2	○※2
4	水素供給設備を都内で 運営する	○	○	○	○
5	受領可能な国・その他の 団体からの補助金がある 場合、この交付申請を している	○	○	○	○

※1 「燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業」に係る補助金

※2 事業開始初年度については、「燃料電池自動車用水素供給設備整備事業」に係る助成金の
交付決定を受け、高圧ガス保安法第21条第1項の規定による届出を受理されていること
代替可

なお、以下に該当する場合は助成対象者とはなりません。

- ・ 過去に税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 設備運営費等助成対象経費（交付要綱第4条参照）

2.2.1 設備運営費

設備運営費の、交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、「2.3 設備運営費等助成対象期間」に定める助成対象期間に係る国活動費補助金の交付決定を受けた設備に係る経費とします。

なお、算定方法は次のとおりとします。

$$Y = X \times E / 282$$

※ただし、当該年度の2月が29日までの場合の算定方法は以下のとおりとします。

ア $Y = X \times E / 283$

この式において、X、Y及びEは、それぞれ次の値を表すものとします。

X 国活動費補助事業における計算前に計上された補助対象経費の総額（単位 円）

Y 助成対象経費（単位 円）

E 国活動費補助事業補助金交付申請書・実績報告書作成要領に基づき計算した国活動費補助事業の補助対象期間中に水素供給設備が商用運用された日数（単位 日）

※燃料電池バス対応水素供給設備とは、下記のいずれかに当てはまるステーションです。

①国活動費補助金で大規模ステーションとして交付決定を受けたステーション

②①以外で、燃料電池バスを定期的（週1日程度）に受け入れているステーション
(国活動費補助金の報告書様式H-1で確認します)。

※週1日程度の受け入れとは、下記のとおりカウントします。

・休業日（法定点検以外も含む）を除き、バス対応受入日の前後6日の営業日をバス対応期間とする。それ以外の期間は非対応期間とする。

・法定点検日はすべてバス対応期間とする。

※上記の②で交付決定を受けている場合、バス受け入れ状況実績により交付決定時の上限額・助成対象経費及び助成金額が変更となる場合があります。

■営業時間拡大に伴う上限額の上乗せについては、「2.4 設備運営費等助成金額（交付要綱第6条参照）」の項目をご確認ください。

2.2.2 機器予備品購入費

助成対象期間に購入する、水素供給設備に係る機器予備品の費用を助成するものです。

この事業における機器予備品購入費とは、原則下記の条件をすべて満たす必要があります。

※下記の条件を満たしていても、助成対象経費として認められない場合があります。

①水素供給設備の故障に備え、申請する水素供給設備の敷地内に納品・保管しておくものの購入であること。

②申請する水素供給設備に活用されるもの。（別の水素供給設備に転用することはできません。）

- ③助成対象期間内に発注・納品・支払及び領収までが完了するもの。
- ④3.6 契約等（交付要綱第10条参照）の規定を順守していること。
- ⑤前年度に設備運営費等助成金を活用して購入した機器予備品で、当該年度の申請時点で未使用品の在庫がないもの。

※設備運営費等助成金を活用して取得した機器予備品は、在庫・使用記録を付ける必要があります。

2.2.3 計画外設備修繕費

水素供給設備に係る計画外の設備修繕費を助成するものです。

この事業における計画外設備修繕とは、原則下記の条件をすべて満たす必要があります。

※下記の条件を満たしていても、助成対象経費として認められない場合があります。

- ①国活動費補助金の交付決定を受けている経費ではないこと。
- ②交付申請の受付を開始する前に着手（契約又は発注。以下同じ。）した工事の場合、令和8年1月30日までに計画外設備修繕実施届出書（第3号様式）を提出する必要があります。
- ※期日については、「3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）」の項目をご確認ください。
- ③交付申請の受付を開始した後に着手する工事の場合、計画外設備修繕実施届出書（第3号様式）を提出する前に工事に着手していないもの。
- ④助成対象年度内に工事完了から支払い及び領収まで終了していること。
- ⑤3.6 契約等（交付要綱第10条参照）の規定を順守していること。

※上記の条件に関わらず、助成対象経費として認められないものの一例は、下記のとおりです。

- ・保守・メンテナンスの範囲で対応すべき修繕案件
- ・機器のリコールによる対応 等

詳細については、申請窓口までお問合せください。

2.2.4 グリーン電力等購入費

水電解装置により水素を製造するための電力に係る、グリーン電力等購入費用を助成するものです。

この事業におけるグリーン電力等とは、次のいずれかを指します。

- ①グリーン電力

原則として、供給電力量の100%が再生可能エネルギーである電力（再生可能エネル

ギー由来の電気（F I T 電気含む。）であって、非化石証書等による環境価値を有もの）

②グリーン電力証書等

グリーン電力証書及びグリーン電力証書と同等の価値があるもの

※グリーン電力証書と同等の価値があるものとは・・・

- ・再生可能エネルギーJ クレジット 等

この事業におけるグリーン電力等購入費とは、原則下記の条件をすべて満たす必要があります。

※下記の条件を満たしても、助成対象経費として認められない場合があります。

①助成対象期間内に着手するもの。

②電力購入の場合、3.6 契約等（交付要綱第 10 条参照）の規定を順守していること。

詳細については、申請窓口までお問合せください。

2.3 設備運営費等助成対象期間（交付要綱第 5 条参照）

助成対象期間は、本助成金の申請年度の 4 月 1 日又は水素供給設備の運営開始日（※）のいずれか遅い方の日からその日の属する年度の 3 月末日までとします。

※定置式の水素供給設備の場合は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 21 条第 1 項の規定による届出を行った高圧ガスの製造を開始した日。

移動式の水素供給設備の場合は、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 8 条第 2 項第 1 号リの規定による届出を行った移動式充填車による高圧ガスの充填を行う最初の日。

2.4 設備運営費等助成金額（交付要綱第 6 条参照）

2.4.1 設備運営費

設備運営費の助成金額は、国活動費補助金における水素供給設備の供給能力及び助成対象者の種別に応じた金額に、表 1 に掲げる水素供給設備の運営日数の実績に応じた係数を乗じた金額とします。

ア 水素供給設備の供給方式が大規模水素供給設備の区分で交付決定を受けている場合

（ア）大規模事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額に 7 / 5 を乗じた額を差し引いた額の 1 / 2 の額

（イ）中小事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額に 7 / 5 を乗じた

額を差し引いた額

- イ 水素供給設備の供給方式が小規模水素供給設備の区分で交付決定を受けている場合
- (ア) 大規模事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額を差し引いた額の $1/2$ の額
- (イ) 中小事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額を差し引いた額
- ウ ア及びイに該当しない場合
- (ア) 大規模事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額
- (イ) 中小事業者 助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額

助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。なお、上限額は表2のとおりとします。

表1 水素供給設備の運営日数の実績に応じた係数

水素供給設備の運営の実績に応じた係数	助成対象期間（都）における水素供給設備の商用運用日数 ÷国活動費補助金対象期間における水素供給設備の商用運用日数（※）
--------------------	--

※助成対象期間（都）は最長で365日（閏年の場合は366日）となります。

※日数の数え方については、土日祝日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める振替休日の営業1日は1日分とし、また、法定点検日についても1日分として加算します。

※実績報告時提出書類の国活動費補助金の実績報告書より、報告書様式H-2の記載内容を用いて日数の確認を行います。

なお、**実績報告の際には東京都の助成対象期間全ての記載が必要です。**国活動費補助金の対象とならない期間についても交付決定を受けている場合、追記したものをお提出ください。

【商用運用日数計算例】

令和7年度申請の場合

- 令和7年度までに運営開始したステーション
- 休業日を設けず運営を行う
- 国活動費補助金の交付決定日：令和7年4月10日

東京都の助成対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

商用運用日数：365日

国活動費用補助金の助成対象期間：令和7年4月10日～令和8年2月28日
商用運用日数：325日

(注) 土日祝日に×1.5計算を行わないこと

【商用運用日数】

- 交付申請時：営業予定日数+商用運用と認められている検査日
- 実績報告時：実際に営業を行った日数+商用運用と認められている検査日

【商用運用と認められている検査日】

- 対象：法定点検、法定保安検査、法令上の義務がある定期自主検査
- 対象外：自主点検、修繕、品質検査など

(注) 法令上の義務にあたらないものは除外されます

(注) 定休日に法定点検実施期間が重なる場合など、本来の休業予定を返上して法令上の義務がある点検・検査を実施した際は、商用日数に加算することができます

表2 設備運営費助成金額の上限

設備運営費助成対象者	燃料電池バス対応の有無	上限額
大規模事業者	燃料電池バス非対応	500万円
	燃料電池バス対応1系統（※）	1,000万円
	燃料電池バス対応2系統（※）	2,000万円
中小事業者	燃料電池バス非対応	1,000万円
	燃料電池バス対応1系統（※）	2,000万円
	燃料電池バス対応2系統（※）	4,000万円

※系統とは、圧縮機又は液化水素ポンプからディスペンサーまでの設備の構成を指す。

■営業時間拡大に伴う上限額の上乗せについて

次の表3の「営業時間」の欄に記載された時間における営業について、表2の「上限額」に加算額分が上乗せされます。

表3 営業時間拡大に伴う加算額

設備運営費助成対象者	営業時間	加算額
大規模事業者	5時から9時まで	営業1時間につき、2,000円
	20時から22時まで	
	22時から翌5時まで	営業1時間につき、2,500円
中小事業者	5時から9時まで	営業1時間につき、4,000円
	20時から22時まで	
	22時から翌5時まで	営業1時間につき、5,000円

例) 設備運営費の上限額算出例

- ・ステーション規模：中規模ステーション
- ・申請者事業規模：大規模事業者
- ・バス対応：なし

【営業時間を拡大しない場合】

設備運営費の上限額：5,000,000円

【営業時間拡大をした場合】

助成対象期間中に20:00から22:00の営業を100時間、
22:00～23:00までの営業を50時間行った場合

100時間×2000円=200,000円

50時間×2500円=125,000円

合計 325,000円

設備運営費の上限額：5,325,000円

2.4.2 機器予備品購入費

助成対象経費の合計金額又は5,000,000円のいずれか低い金額とします。

1つの水素供給設備に対して複数の交付申請を行う場合でも、交付決定金額の上限は5,000,000円以内となります。

2.4.3 計画外設備修繕費

助成対象経費の合計金額又は10,000,000円のいずれか低い金額とします。

1つの水素供給設備に複数の計画外設備修繕実施の届出を行う場合でも、交付決定金額の上限は10,000,000円以内となります。

2.4.4 グリーン電力等購入費

購入するグリーン電力等の区分に応じ、下記のとおりとします。

①グリーン電力

グリーン電力の購入額から通常電力相当額を差し引いた金額

※通常電力相当額とは・・・

- ・グリーン電力への契約切替え前に申請者が小売電気事業者と締結していた水素供給設備の電力契約に基づく直近1年間の使用料金実績（単価、契約条件、比較対象の価格帯を含む）と比較し、算出した額を指します。
- ・なお、算出に用いる使用料金及び切替えを行うグリーン電力契約に係る料金は、水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示してください。

②グリーン電力証書等

助成対象経費の合計金額とします。

3 交付申請および計画外修繕実施の届出

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

交付申請受付開始日：令和7年12月25日（木曜日）（以下、同じ。）

3.1.1. 設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費の場合

機器予備品購入費、グリーン電力等購入費は、①交付申請受付開始日前に着手したものと②交付申請受付開始日以降に着手する予定のもので分けて申請してください。

①交付申請受付開始日前（令和7年4月1日から交付申請受付開始日前までの間）に着手したもの

②受付開始日以降に着手するもの（令和7年12月25日（金曜日）以降の着手）

機器予備品購入費、グリーン電力等購入費の交付申請受付期限

受付期限 令和8年2月9日（月曜日）17:00必着

設備運営費の申請受付期限

受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00必着

①、②いずれかの申請と、設備運営費の申請をまとめて申請することは可能です。

※交付申請受付開始日以降に着手する予定のものは、交付決定日まで着手できません。

➤ **既に国活動費補助金の交付決定を受けている場合**

該当年度の申請受付開始後ただちに申請が可能です。

➤ **国活動費補助金の交付決定を受けていない場合**

国活動費補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）へ申請を行ってください。国活動費補助金の交付が決定し、その通知を受けた後に東京都への申請が可能となります。

機器予備品購入費、グリーン電力等購入費の申請については、事業開始の初年度に限り、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業の交付決定通知書及び高圧ガス保安法第21条第1項高圧ガス製造事業届出書の届け出（受理済み）をもって代用可能です。

上記をもって、交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び以下の表4に掲げる書類を申請受付期限（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）までに電子メールで送

付してください。

申請は、以下の内容に該当するものとします。

- 複数の水素供給設備に関し申請をする場合には、1設備ごとに行うこと。移動式においては1台の車両ごとに行うこと。
- 助成対象期間内に実施する水素供給設備の運営に要する経費であること。

なお、申請は先着順に受け付けるものとし、実施要綱に基づく助成金の交付申請額及び計画外修繕に係る届出額の全ての合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請又は届出があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請及び届出額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表4 交付申請書添付書類

書類名	備考
1 共通	
国活動費補助金の交付決定通知書（写し）	国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2） 事業開始の初年度に限り、機器予備品購入費、計画外設備修繕費、グリーン電力等購入費に関しては、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業の交付決定通知書及び高圧ガス保安法の届け出（受理済み）をもって代用可能。
中小事業者であることが確認できる書類 (中小事業者が書面提出する場合に限る。)	➤ 従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小企業であることが確認できる場合は不要）
申請者の証明書類	申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合（連名で申請をする場合を含む。） ➤ 登記簿謄本の写し又は現在事項（履歴事項）全部証明書（登記情報提供サービスにて取得した商業・法人登記情報でも可。いずれも発行から3か月以内のものに限る。） 財務諸表（直近1か年分）
その他公社が別に定めるもの	【設備運営費】 交付申請時までの国活動費補助金の報告書様式H-1を提出

	等
2 設備運営費	
国活動費補助金の申請書（写し）	国活動費補助金の交付規程（以下「国規程」という。）第6条第1項に基づく一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）への申請に係る以下の書類 ➢ 交付申請書及び様式添1 ➢ 新規需要創出活動計画書
都内での運営に係る経費であることが確認できる書類（都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。）	移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの
3 機器予備品購入費	
機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）	過年度設備運営費等助成金において機器予備品を取得した場合。
機器予備品購入に係る2社以上の見積	同等の内容とすること。
4 グリーン電力等購入費	
契約切替え前の一般電気事業者の発行した使用電力量及び使用料金がわかる書面	電力購入の場合。 直近1年間分とする。 水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。
グリーン電力購入に係る3社以上の見積	電力購入の場合。 通常電力相当額がわかるもの。 そのうち1社は、旧一般電気事業者又は交付申請時点の直近の年度に東京都が東京都エネルギー環境計画書等を公表している事業者とする。 通常電力相当額の根拠として、単価、契約条件、比較対象の価格帯などを示す資料を提出すること。 水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。
グリーン証書購入額の算出の考え方を説明する資料	グリーン証書購入の場合。

3.1.2 計画外修繕費

受付開始前に着手した計画外修繕の計画外設備修繕実施届出書受付期限

受付期限 令和8年1月30日（金曜日）17:00必着

計画外設備修繕実施届出書受付期限

受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00必着

交付申請受付期限

受付期限 令和8年4月30日（木曜日）17:00必着

※事前に計画外設備修繕実施届出書が出されていない工事に係る交付申請は受理しません。

➤ 既に国活動費補助金の交付決定を受けている場合

該当年度の申請受付開始後ただちに計画外修繕実施届出書の提出が可能です。

➤ 国活動費補助金の交付決定を受けていない場合

国活動費補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）へ申請を行ってください。国活動費補助金の交付が決定し、その通知を受けた後に東京都への届出が可能となります。

なお、事業開始の初年度に限り、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業の交付決定通知書及び高压ガス保安法第21条第1項高压ガス製造事業届出書の届け出（受理済み）をもって代用可能です。

上記の計画外修繕実施届出書の提出後、届け出た全ての事業が完了（助成対象年度内に、工事完了から支払い及び領収すること）したら、交付申請書（第1-1号様式）、誓約書（第2号様式）及び以下の表5に掲げる書類を申請受付期限（天災地変等申請者の責めに帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）までに電子メールで送付してください。

申請は、以下の内容に該当するものとします。

- 複数の水素供給設備に関し申請をする場合には、1設備ごとに行うこと。
- 助成対象期間内に実施する水素供給設備の計画外修繕に要する経費であること。
- 1設備に対して複数の計画外修繕実施届出を提出している場合、合算して交付申請すること。

なお、申請および届出は、先着順に受け付けるものとし、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額及び届出額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表5 交付申請書添付書類

書類名	備考
1 共通	
国活動費補助金の交付決定通知書（写し）	表4同様
中小事業者であることが確認できる書類 (中小事業者が書面提出する場合に限る。)	表4同様
申請者の証明書類	表4同様
発注したことがわかる書類	契約書、請書、履行確認ができる書面 等
支払の証憑	請求書、振込明細表 等
その他公社が別に定めるもの	

3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）

＜提出方法＞

- 原則、電子メールで申請書類を送付してください。なお、データ容量が大きくなる場合は公社までご相談ください。
- 件名に助成事業種別、申請者名及び水素供給設備の名称を記載してください。
申請予定案件について、個別に事前相談を受け付けます。書類不備等により、申請受理ができない等のトラブルがないよう、申請を予定されている事業者の皆様におかれましては、事前相談を是非御利用ください。

【送付先メールアドレス】

cnt-hydrogen_st@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業 担当係 宛

【件名例】

【運営費】（株）〇〇〇〇_××ステーション

3.3 申請にあたっての留意事項（交付要綱第7条参照）

- 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力を
お願いいたします。
- 審査の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめ
御了承ください。
- 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・提出等に係る経費は、助成対象者の
自己負担になります。

- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

3.4 設備運営費等助成金の交付決定（交付要綱第8条参照）

設備運営費等助成金の交付申請を受けた場合、公社は当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付又は不交付の決定を行います。

設備運営費等助成金を交付する場合にあっては交付決定通知書（第4号様式）、不交付とする場合にあっては不交付決定通知書（第5号様式）により通知します。

なお、計画外修繕費に係る申請については、交付の決定とともに交付額の確定も行い、交付決定及び額確定通知書（第4-1号様式）によって通知します。

3.5 交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、本事業の目的を達成するため、設備運営費等助成金の交付決定の通知を受けた設備運営費等助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる交付の条件を付すものとします。

- (1) 交付要綱並びに設備運営費等助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。
- (2) 公社が設備運営費等助成事業（設備運営費等助成対象経費に関し、交付要綱第4条第4項の規定により設備運営費等助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (3) 実施要綱第5条第二号に規定する助成事業（交付要綱第4条第1項第一号に規定する助成対象経費において、交付要綱第8条第4項の規定により交付決定の通知を受けた事業をいう。）において、大規模水素供給設備以外で燃料電池バス対応として交付決定を受けている場合、実績報告時に確認を行うバス受け入れ状況実績により、助成対象経費および交付額の上限が燃料電池バス非対応となる場合があることに同意すること。
- (4) 実施要綱第5条第三号に規定する助成事業（交付要綱第4条第1項第二号に規定する助成対象経費において、交付要綱第8条第4項の規定により交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）により取得した機器予備品について、機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）により、取得日から使用状況を記録するとともに、設備運営費等助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行うこと。また、公社が報告を求めた場合は速やかに使用状況を報告すること。
- (5) 実施要綱第5条第三号に規定する助成事業により取得した機器予備品について

ては、交付を受けた水素供給設備内で使用すること。

- (6) 公社が交付要綱第17条第1項の規定により設備運営費等助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- (7) 公社が交付要綱第18条第1項の規定により設備運営費等助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、交付要綱第19条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付要綱第20条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (8) 公社が本事業を終了しているときは、(1)～(7)の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。

3.6 契約等（交付要綱第10条参照）

被交付者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければなりません。また、競争に付し、最も低い価格を提示した者と契約をする必要があります。

(1) 計画外設備修繕費

公社に計画外設備修繕実施届出書（第3号様式）による届出を行うよりも前に、当該経費に係る修繕に着手してはなりません。

なお、公社が交付申請の受付を開始する前に着手（契約又は発注。以下同じ。）した工事の場合、令和8年1月30日までに計画外設備修繕実施届出書（第3号様式）を提出した場合はこの限りではありません。

(2) 機器予備品購入費

交付申請受付開始日以降に着手するものは、交付決定よりも前に着手してはなりません。

なお、交付申請受付開始前に着手したものについては、この限りではありません。

(3) グリーン電力等購入費

交付申請受付開始日以降に着手するものは、交付決定よりも前に着手してはなりません。

なお、交付申請受付開始前に着手したものについては、この限りではありません。

・グリーン電力等の購入に係る助成事業の実施に当たり、請負その他の契約を行う場合は、次の方法により競争に付さなければなりません。

①グリーン電力購入に係る見積の徴収等により、3社以上を競争に付すこと。

②3社のうち1社は、旧一般電気事業者又は交付申請時点の直近の年度に東京都が東京都エネルギー環境計画書等を公表している事業者としてください。

※東京都エネルギー環境計画書等を公表している事業者

https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/plan_report_kohyo/R6_kouhyo/energy/index.html

ただし、上記（1）～（3）の経費に係る契約において、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である等、公社が認めた場合はこの限りではありません。

その場合は、競争に付すことが著しく困難又は不適当である理由を契約締結前（事後申請および、交付申請受付開始日より前に着手した事業は、交付申請時）に書面にて公社に提出し、説明してください。（自由形式とします）

3.7 申請の撤回（交付要綱第11条参照）

被交付者は、設備運営費等助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、設備運営費等助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3.8 設備運営費等助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第12条参照）

被交付者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第7号様式）を提出しなければなりません。

公社は、変更の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第8号様式）により、通知します。ただし、助成金交付決定通知書に記載のある助成金の交付上限額の増額を伴うものは除きます。

なお、承認に当たり、必要に応じ条件を付する場合があります。

- ・ 設備運営費等助成事業の内容（ただし、事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く）を変更しようとするとき。
- ・ 設備運営費等助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- ・ 設備運営費等助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

上記の内容の変更は、次に掲げるものとします。

- ・ 水素供給設備の仕様又は能力
- ・ 水素供給設備を設置する事業所の住所
- ・ 移動式の水素供給設備の運営場所及び当該場所数
- ・ 運営開始日の大幅な変更
- ・ その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容

被交付者は、住所、名称及び代表者氏名の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第9号様式）を提出してください。

ただし、被交付者が土地賃借料に関する事業、都が実施する「燃料電池自動車用水素

供給設備整備事業」若しくは「燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業（水素燃料費）」において、既に当該変更に係る変更届出書を提出しているときは、その提出をもって届出に代えることができます。

なお、変更届出書の「変更日」には、公的な原因日を記載するようにしてください。

※プレスリリース日、登記日とは異なるのでご注意ください。

【公的な原因日の参考例】

名称変更

登記事項証明書記載例 1

現在事項全部証明書	
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社	
会社法人等番号	0000-00-000000
商号	<u>第一電器株式会社</u>
第一電気機器株式会社	何年何月何日変更
	何年何月何日登記

代表者氏名変更

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	何年何月何日重任
		何年何月何日登記
	取締役 乙 野 次 郎	何年何月何日重任
		何年何月何日登記
	取締役 丙 野 五 郎	何年何月何日重任
		何年何月何日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 甲 野 太 郎	何年何月何日重任
		何年何月何日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎	何年何月何日就任
		何年何月何日登記

3.9 実績報告（交付要綱第13条参照）

設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費の被交付者は、下記のいずれか遅い方を期限として本事業の実績を報告しなければなりません。実績報告書（第10号様式）及び表6に掲げる書類をご提出ください。

- 助成対象期間の末日から起算して90日以内
- 交付決定日から起算して30日以内

表6 実績報告書添付書類

書類名	備 考
1 設備運営費	
国活動費補助金の実績報告書（写し）	<p>国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実績報告書（様式第8） ➢ 実績報告書記入用計算シート（様式8添3） ➢ 補助対象経費明細書（最終確定）（様式細4-2別添） ➢ 利益排除後の補助対象経費の計算シート（様式8添付1-1） ➢ 報告書様式H-1（※） ➢ 報告書様式H-2（※） ➢ 報告書様式H-3（※） ➢ 報告書様式H-6 ➢ 活動報告
国活動費補助金の確定通知書（写し）	国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）
都内での運営に係る経費であることが確認できる書類（都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。）	移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの
2 機器予備品購入費	
購入物品の納品を証する書類	納品書、保証書、履行確認ができる書面 等
発注したことがわかる書類	契約書、請書 等
支払の証憑	請求書、振込明細表 等
機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）	当該年度に取得した機器予備品について記載
3 グリーン電力等購入費	
グリーン電力の契約をしたこ	契約したグリーン電力購入額がわかるもの。

とがわかる書面	
契約切替え後の一般電気事業者の発行した使用電力量及び使用料金がわかる書面	水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。
グリーン電力証書又は同等の証書の写し	グリーン証書等購入の場合。 トラッキング付きの証書であること。
支払の証憑	請求書、振込明細表等
4 共通	
その他公社が別に定めるもの	

※ 申請する全ての期間について入力すること（国補助対象期間外も含む）

3.10 助成金の額の確定（交付要綱第14条参照）

公社は、実績報告書を受理し、当該報告についての書類審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その内容が設備運営費等助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金額を確定し、被交付者に対して額の確定通知書（第11号様式）により通知するものとします。

3.10 設備運営費等助成金の請求及び交付（交付要綱第15条参照）

被交付者は、額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第12号様式）及び振込口座が確認できる資料を提出しなければなりません。

公社は、請求書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

4 その他

4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4.2 交付決定の取消し（交付要綱第17条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、設備運営費等助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して設備運営費等助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかつたとき。
- (4) 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至つたとき。
- (5) 燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業による補助金の補助金交付決定取消通知書又は返還命令書の通知を受けたとき。
- (6) その他、設備運営費等助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該設備運営費等助成対象者に通知を行います。

4.3 設備運営費等助成金の返還（交付要綱第18条参照）

公社は、被交付者に対し、「4.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った設備運営費等助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該設備運営費等助成金の全部又は一部の返還を請求します。

被交付者は、設備運営費等助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該設備運営費等助成金を公社に返還しなければなりません。

被交付者は、設備運営費等助成金の返還をしたときは、公社に対し、返還報告書（第13号様式）を提出しなければなりません。

4.4 違約加算金（交付要綱第19条参照）

公社は、「4.3 設備運営費等助成金の返還」による返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、設備運営費等助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりま

せん。

4.5 延滞金（交付要綱第20条参照）

「4.3 設備運営費等助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第21条参照）

公社は、被交付者に対し、設備運営費等助成金の返還を請求し、被交付者が当該設備運営費等助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.7 機器予備品の管理（交付要綱第22条参照）

機器予備品購入費の被交付者は、助成事業により取得した機器予備品について、機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）により、取得日からの使用状況を記録しなければいけません。

前項による記録は、公社が報告を求める場合は速やかに、機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）を提出してください。

4.8 処分の制限（交付要綱第23条参照）

被交付者は、取得財産等を設備運営費等助成金の交付の目的のために使用するまでの間、処分（設備運営費等助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）することは認めません。ただし、公社の承認を事前に得た場合にあってはこの限りではありません。

4.7 助成事業の経理（交付要綱第24条参照）

被交付者は、設備運営費等の助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、公社が設備運営費等助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 5 年間保存しておかなければなりません。

【保存期限の参考例】

額確定日：令和 7 年 6 月 20 日

公社会計年度の終了日：令和 8 年 3 月 31 日

証拠書類の保管期限：令和 13 年 3 月 31 日

5 提出書類チェックリスト

交付申請書提出時書類チェックリスト（設備運営費、機器予備品購入費、グリーン電力等購入費）

No	書類名	備考	確認
1	交付申請書（第1号様式） 交付申請書（第1号様式付表1） ➤ 設備運営費のみ提出	1設備ごとに申請を行います。	
	交付申請書（第1号様式付表1-1） ➤ 営業時間拡大のみ提出		
	交付申請書（第1号様式付表2） ➤ 移動式のみ提出		
	交付申請書（第1号様式付表3） ➤ 機器予備品のみ提出		
2	誓約書（第2号様式）	1設備ごとに提出が必要です。	
3	国活動費補助金の交付決定通知書	国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）	
4	中小企業であることが確認できる書類	従業員数が確認できる公的書類（5の書類で確認できる場合は不要）	
5	申請者の証明書類 申請者が法人の場合	登記簿謄本の写し又は現在事項（履歴事項）全部証明書（登記情報提供サービスにて取得した商業・法人登記情報でも可。いずれも発行から3か月以内のものに限る。）	5
6	その他公社が別に定めるもの	➤ 設備運営費のみ 交付申請時までの国活動費補助金の報告書様式H-1を提出 等	
設備運営費			
7	国活動費補助金の申請書 ➤ 国規程第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る右記の書類の	交付申請書 補助対象経費の計算シート（様式1添1）	

	写し	新規需要創出活動計画書	
8	都内での運営に係る経費であることが確認できる書類 ➢ 都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合のみ	都内での運営に係る部分を説明する書類	
機器予備品購入費			
9	機器予備品管理台帳・明細表（第14号様式）	過年度設備運営費等助成金において機器予備品を取得した場合。	
10	機器予備品購入に係る2社以上の見積	同等の内容とすること。	
グリーン電力等購入費			
11	契約切替え前の一般電気事業者の発行した使用電力量及び使用料金がわかる書面	電力購入の場合。 直近1年間分とする。 水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。	
12	グリーン電力購入に係る3社以上の見積	電力購入の場合。 通常電力相当額がわかるもの。 そのうち1社は、旧一般電気事業者又は交付申請時点の直近の年度に東京都が東京都エネルギー環境計画書等を公表している事業者とする。 通常電力相当額の根拠として、単価、契約条件、比較対象の価格帯などを示す資料を提出すること。 水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。	
13	グリーン証書購入額の算出の考え方を説明する資料	グリーン証書購入の場合。	

交付申請書提出時書類チェックリスト（計画外設備修繕費）

No	書類名	備考	確認
1	交付申請書（第1－1号様式）	1設備ごとに申請を行います。	
	交付申請書（第1－1号様式付表1）		
2	誓約書（第2号様式）	1設備ごとに提出が必要です。	
3	国活動費補助金の交付決定通知書	国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）	
4	中小企業であることが確認できる書類	従業員数が確認できる公的書類（5の書類で確認できる場合は不要）	
5	申請者の証明書類	➤ 登記簿謄本の写し又は現在事項（履歴事項）全部証明書（登記情報提供サービスにて取得した商業・法人登記情報でも可。いずれも発行から3か月以内のものに限る。）	
	➤ 申請者が法人の場合	財務諸表（直近1か年分）	
6	発注したことがわかる書類	契約書、請書、履行確認ができる書面等	
7	支払の証憑	請求書、振込明細表等	
8	その他公社が別に定めるもの		

実績報告書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	実績報告書（第10号様式）	1設備ごとに報告を行います。	
	実績報告書（第10号様式付表1）		
	実績報告書（第10号様式付表1）日割り計算表 ➢ 大規模以外のバス対応STの場合のみ		
	実績報告書（第10号様式付表1-1） ➢ 営業時間拡大のみ		
	実績報告書（第10号様式付表2） ➢ 移動式のみ添付	1台の車両ごとに報告を行います。	
	実績報告書（第10号様式付表3） ➢ 機器予備品のみ		
2	その他公社が別に定めるもの		
設備運営費			
3	国活動費補助金の実績報告書（写し） ➢ 国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る右記の書類の写し （※）全ての助成対象期間が記載されたもの。 国活動費補助金の対象とならない期間も申請する場合、追記が必要です。	実績報告書（様式第8）	
		実績報告書記入用計算シート（様式8添3）	
		補助対象経費明細書（最終確定） (様式細4-2別添)	
		利益排除後の補助対象経費の計算シート (様式8添付1-1)	
		報告書様式H-1（※）	
		報告書様式H-2（※）	
		報告書様式H-3（※）	
		報告書様式H-6	
		活動報告	
4	国活動費補助金の確定通知書（写し）	国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）	
5	都内での運営に係る経費であることが確認できる	移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る	

	書類 (都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。)	部分を説明するもの	
機器予備品購入費			
6	購入物品の納品を証する書類	納品書、保証書、履行確認ができる書面等	
7	発注したことがわかる書類	契約書、請書 等	
8	支払の証憑	請求書、振込明細表 等	
9	機器予備品管理台帳・明細表 (第14号様式)	当該年度に取得した機器予備品について記載	
グリーン電力等購入費			
10	グリーン電力の契約をしたことがわかる書面	契約したグリーン電力購入額がわかるもの。	
11	契約切替え後的一般電気事業者の発行した使用電力量及び使用料金がわかる書面	水電解装置により水素を製造するために要する電力量及びこれに基づく料金を示すこと。	
12	グリーン電力証書又は同等の証書の写し	グリーン証書等購入の場合。 トラッキング付きの証書であること。	
13	支払の証憑	請求書、振込明細表等	
14	グリーン電力の契約をしたことがわかる書面	契約したグリーン電力購入額がわかるもの。	

**燃料電池自動車用水素供給設備
需要創出活動費支援事業
(設備運営費等)
助成金申請書類作成の手引き**

□発行・編集 令和7年12月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称: クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
TEL: 03-5990-5175